

議案第 3 2 号

財産区有財産の処分について

下記の宮島財産区有財産を処分することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 処分財産の明細
別紙のとおり

2 相手方
京都府南丹市美山町上司溝の上1番地
上司区
代表者 区長 橋本 乾一

3 方法
無償譲渡

4 無償譲渡する理由
当該土地については、以前より上司区が使用収益を行ってきた土地であり、同区からの要望により当該土地を無償で譲渡するものである。

令和 8 年 3 月 2 3 日提出

宮島財産区管理者
南丹市長 西村 良平

別 紙

所 在	地 番	地 目	地 積 (m ²)	摘 要
南丹市美山町上司奥山	44 番	山林	42,561	
南丹市美山町上司奈良井山	2 番 5	保安林	83,305	
南丹市美山町上司寺ヶ迫	16 番 1	山林	74	
合 計	3 筆		125,940	